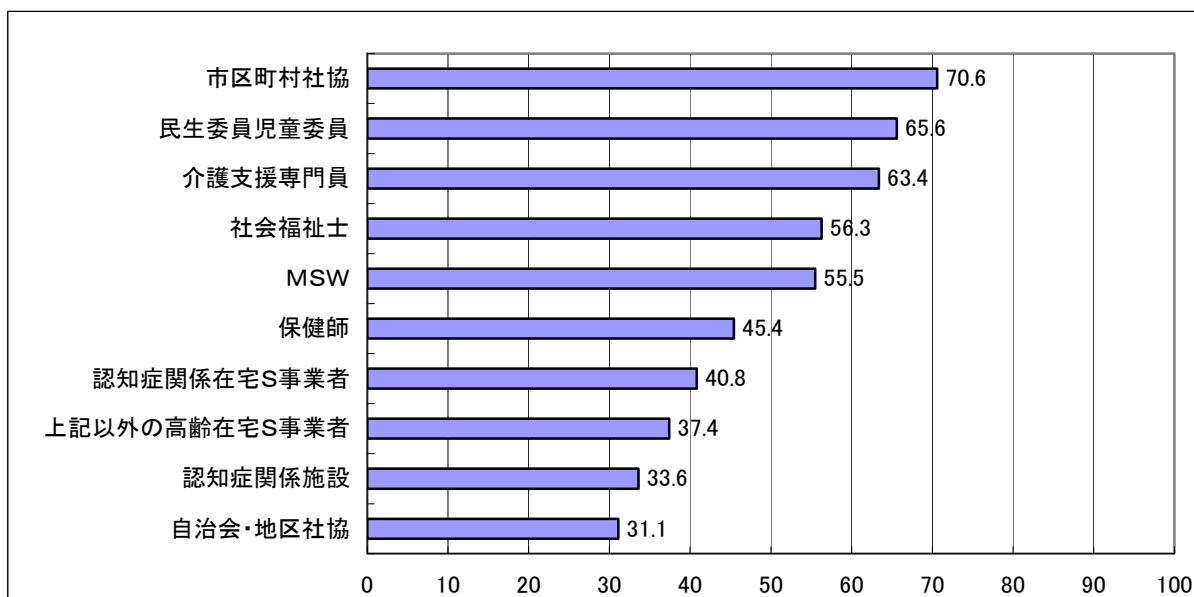


2. 高齢者・障害者の権利擁護事案に関する関係機関等との連携状況について

(1) すでに連携している関係者・関係機関等

- 全体で見ると、もっとも多かったのは「市区町村社協」で70.6%の回答があった。ついで民生委員児童委員65.6%、介護支援専門員63.4%、社会福祉士56.3%、医療ソーシャルワーカー55.5%、保健師45.4%、認知症関係の在宅サービス事業者40.8%、認知症以外の高齢者関係在宅サービス事業者37.4%、認知症関係の施設33.6%、自治会・地区社協31.1%などとなっている。(図1)



(図1)

- 回答率が低かったのは、税理士、女性相談関係団体ともに0.4%、オンブズパーソン2.1%、社会保険労務士3.8%、人権擁護委員、保護司ともに4.6%、消費生活コンサルタント5.5%などである。
- この設問項目に関しては、回答した機関の種別によって、それぞれの特徴が顕著に出ている。機関の種別に見ると、次のような結果であった。

特に地域包括支援センターについては、他の機関種別に比べて、回答率40%以上の機関・団体が10あげられており、多くの機関・団体との連携をとりあっていることがうかがわれる。また、1位に民生委員児童委員が、自治会・地区社協についても5割近くが連携をとりあっているなど、地域密着型機関という特徴があらわれている。

障害者相談支援機関については、他の機関種別に比べると、精神科医との連携が50.0%と比較的高くあげられている。

【行政・高齢者担当】(図2)

- ①市区町村社協 77.5% ②社会福祉士 67.5% ③民生委員児童委員 65.0%
- ④介護支援専門員 60.0% ⑤医療ソーシャルワーカー 50.0% ⑥認知症関係の施設 45.0%
- ⑦司法書士、保健師、認知症関係在宅サービス事業者 ともに 42.5%

【地域包括支援センター】(図3)

- ①民生委員児童委員 83.3% ②市区町村社協 78.3% ③医療ソーシャルワーカー 64.2%
- ④認知症関係の在宅サービス事業者 58.3% ⑤社会福祉士 57.5%
- ⑥認知症以外在宅サービス事業者 55.0% ⑦保健師 49.2% ⑧自治会・地区社協 45.0%

⑨認知症関連福祉施設 43.3% ⑩認知症を除く高齢者福祉施設 41.7%

【在宅介護支援センター】(図4)

①介護支援専門員 58.8% ②市区町村社協 47.1% ③民生委員児童委員 41.2%

④保健師、社会福祉士 ともに 35.3% ⑤認知症関係施設 29.4%

⑥自治会・地区社協 23.5%

⑦弁護士、医師(精神科を除く)、医療ソーシャルワーカー、介護福祉士、認知症を除く高齢者福祉施設
ともに 17.6%

【行政・障害者担当】(図5)

①市区町村社協 73.5% ②医療ソーシャルワーカー 55.9% ③民生委員児童委員、精神障害関係の相談機関 各 52.9%

④精神保健福祉士 50.0% ⑤保健師、社会福祉士、身障・知的相談機関 ともに 47.1%

⑥精神科医 44.1% ⑦精神障害関係の当事者団体・家族会等 41.2%

【障害者相談支援機関】(図6)

①社会福祉士、知的障害関係相談機関 ともに 55.6% ②身体障害関係相談機関 52.8%

③精神科医、知的障害関係施設、精神障害関係相談機関ともに 50.0%

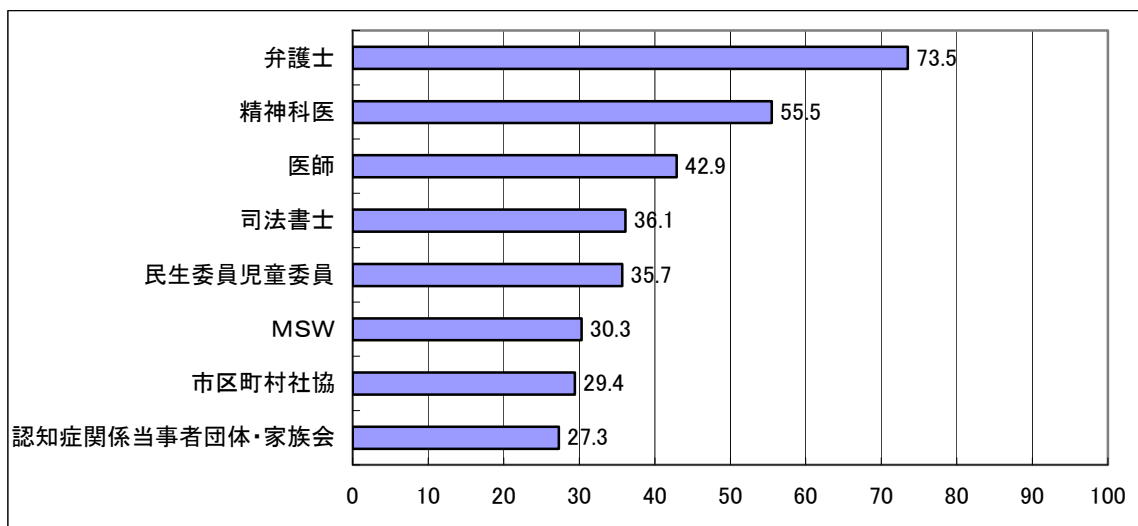
④医療ソーシャルワーカー、市区町村社協ともに 47.2% ⑤精神保健福祉士 41.7%

⑥保健師、介護福祉士、介護支援専門員、知的障害関係在宅サービス事業者 ともに 38.9%

⑦看護師、身体障害・精神障害関係施設、精神障害関係在宅サービス事業者 ともに 36.1%

(2) 今後、特に連携を深めたい関係者・関係機関等

- ・全体で見ると、もっとも多かったのは「**弁護士**」で**73.5%**の回答があった。
- ・ついで**精神科医 55.5%**、**医師(精神科を除く) 42.9%**、**司法書士 36.1%**、**民生委員児童委員 35.7%**、**医療ソーシャルワーカー 30.3%**、**市区町村社協 29.4%**、**認知症関係の当事者団体・家族会等 27.3%**などとなっている。(図7)



(図7)

- ・**当事者団体・家族会等**については、「すでに連携している関係者・関係機関」の設問では、行政・障害者担当のみが4割以上の回答率であがっていたが、「今後、特に連携を深めたい関係者・関係機関」の設問では、回答率としては高くないにしても、全体の中では比較的上位にあげられている。
- ・これを機関種別ごとに見ると、次のような特徴がある。
 高齢者関係の機関については、**消費生活コンサルタント**が比較的上位にあげられている。高齢者をめぐ

る悪徳商法などの被害が顕在化してきているからだろうか。

また、行政・障害者担当を除き、**精神科医**の回答率が4割を超えており、特に**在宅介護支援センター**については**1位**にあげられている。

行政・障害者担当では、各障害別の**当事者団体・家族会**が上位にあがっていた。

【行政・高齢者担当】 (図8)

- ①弁護士 82.5% ②精神科医 55.0% ③医師（精神科除く）45.0% ④司法書士 35.0%
- ⑤**消費生活コンサルタント** 30.0% ⑥行政書士、認知症関係福祉施設、民生委員児童委員ともに 27.5%
- ⑦精神保健福祉士 25.0%
- ⑧社会福祉士、認知症関係**当事者団体・家族会等**、自治会・地区社協 ともに 22.5%

【地域包括支援センター】 (図9)

- ①弁護士 84.2% ②精神科医 69.2% ③医師（精神科除く）54.2% ④司法書士 51.7%
- ⑤民生委員児童委員 45.8% ⑥**認知症関係当事者団体・家族会等** 40.0%
- ⑦医療ソーシャルワーカー 38.3% ⑧**消費生活コンサルタント** 36.7%

【在宅介護支援センター】 (図10)

- ①**精神科医** 58.8% ②弁護士 52.9% ③医師（精神科除く）35.3%
- ④司法書士、自治会・地区社協 ともに 29.4%
- ⑤**消費生活コンサルタント**、医療ソーシャルワーカー、認知症関係**当事者団体・家族会等**、市区町村社協、民生委員児童委員 ともに 23.5%
- ⑥行政書士、精神保健福祉士、人権擁護委員 ともに 17.6%
- ⑦認知症を除く**当事者団体・家族会等**、オンブズパーソン、ボランティア・NPO 団体 ともに 11.8%

【行政・障害者担当】 (図11)

- ①弁護士 58.8% ②**知的障害関係当事者団体・家族会等** 35.3% ③医師（精神科除く）32.4%
- ④**身体障害関係当事者団体・家族会等**、市区町村社協 ともに 29.4%
- ⑤**精神障害関係当事者団体・家族会等** 26.5%
- ⑥司法書士、行政書士、精神科医、知的障害関係福祉施設、知的障害関係相談機関、民生委員児童委員 ともに 23.5%
- ⑦**身体障害関係相談機関、精神障害関係相談機関** ともに 20.6%

【障害者相談支援機関】 (図12)

- ①弁護士 52.8% ②精神科医 41.7% ③医療ソーシャルワーカー 33.3% ④民生委員児童委員 27.8%
- ⑤精神保健福祉士、人権擁護委員 25.0%
- ⑥医師（精神科除く）、保健師、**精神障害関係当事者団体・家族会等**、市区町村社協、オンブズパーソン 22.2%

- ・ また、特に今まであまり連携がないが、今後連携を深めたい関係者・関係機関としては、①**弁護士**、②**精神科医**、③**消費生活コンサルタント**、④**認知症関係の当事者団体・家族会等**、⑤**精神障害関係の当事者団体・家族会等**、⑥**医師（精神科を除く）**、⑦**司法書士**、⑧**人権擁護委員**、などの順となっている。
- ・ 機関種別ごとに見ると、次のような特徴が出ている。

【行政・高齢者担当】

- ①**弁護士** ②**消費生活コンサルタント** ③**精神科医** ④**医師（精神科除く）**
- ⑤**臨床心理士**、**認知症関係当事者団体・家族会等**

【地域包括支援センター】

- ①**弁護士** ②**精神科医** ③**精神障害関係の当事者団体・家族会等** ④**消費生活コンサルタント**

⑤司法書士 ⑥認知症関係当事者団体・家族会等

【在宅介護支援センター】

①精神科医 ②弁護士 ③司法書士、消費生活コンサルタント、認知症関係の当事者団体・家族会等

④人権擁護委員 ⑤行政書士、医師（精神科除く）、認知症を除く高齢者当事者団体・家族会等

【行政・障害者担当】

①弁護士 ②医師（精神科を除く） ③司法書士、消費生活コンサルタント

④行政書士、知的障害関係当事者団体・家族会等

⑤認知症を除く高齢者当事者団体・家族会等、女性相談関連の当事者団体・家族会等

【障害者相談支援機関】

①弁護士 ②女性相談関係当事者団体・家族会等、オンブズパーソン、人権擁護委員

③消費生活コンサルタント、認知症関係当事者団体・家族会等 ④行政書士

図2・行政高齢担当

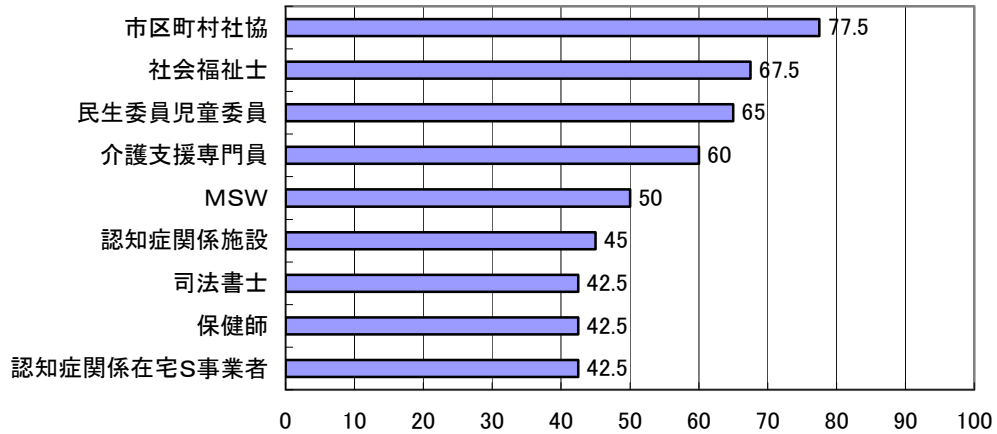


図3・包括支援センター

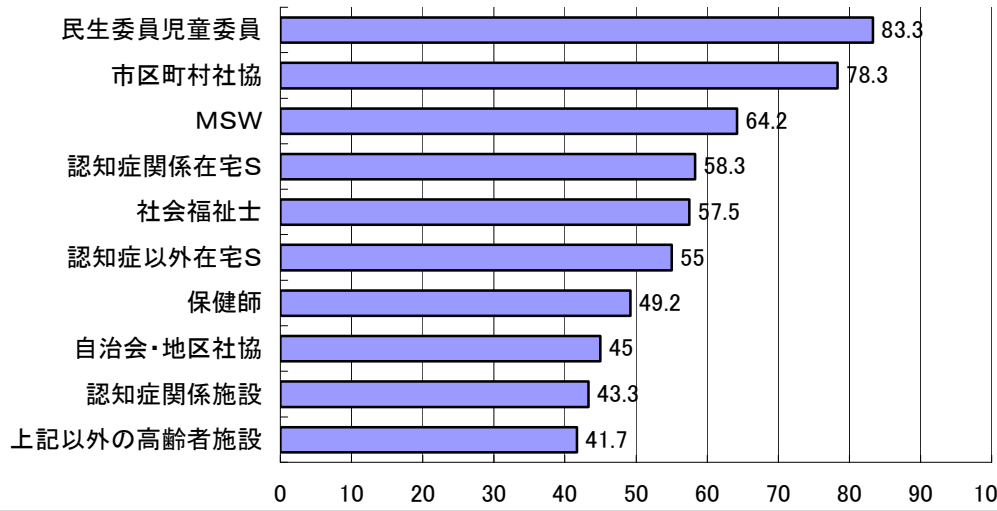


図4・在宅介護支援センター

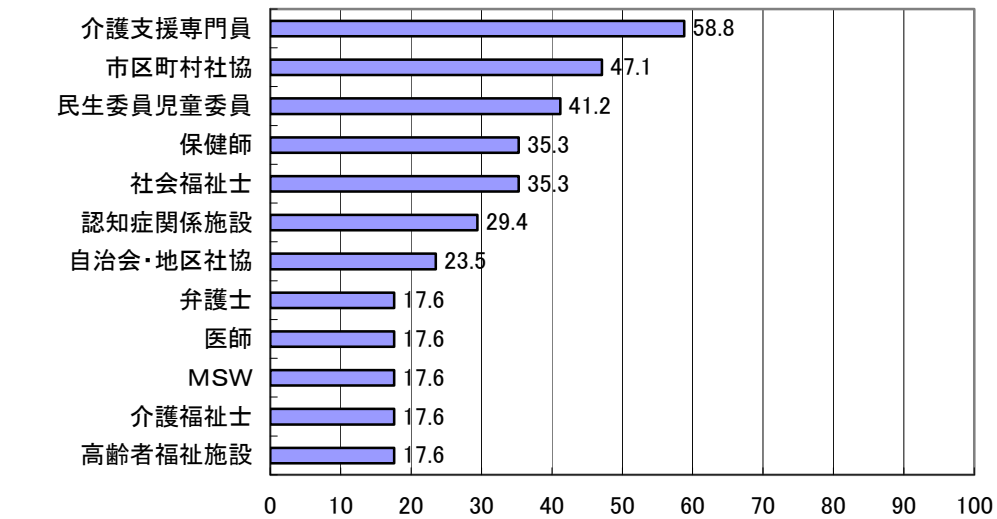


図5・行政障害担当

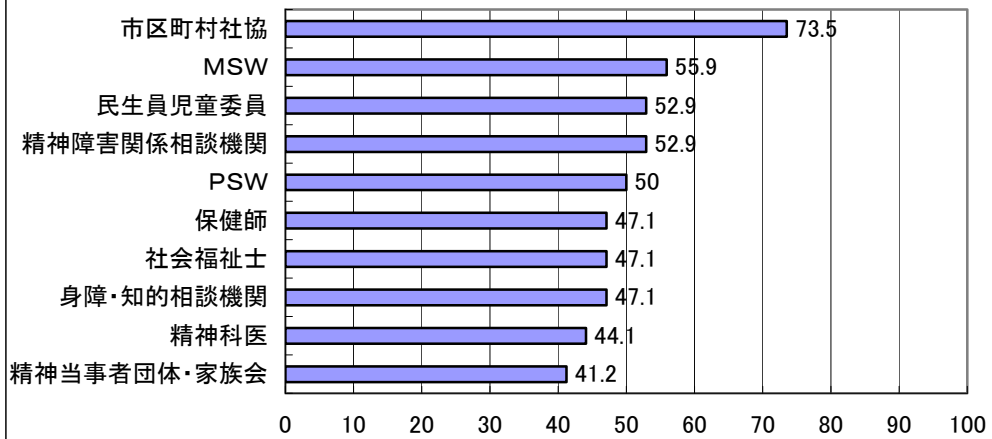


図6・障害者相談支援機関

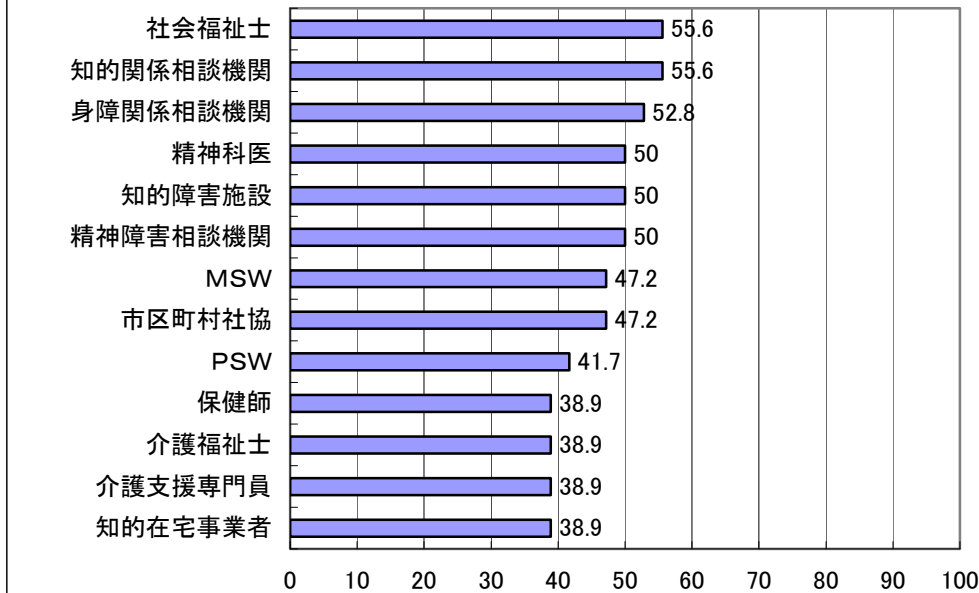


図8・行政高齢担当

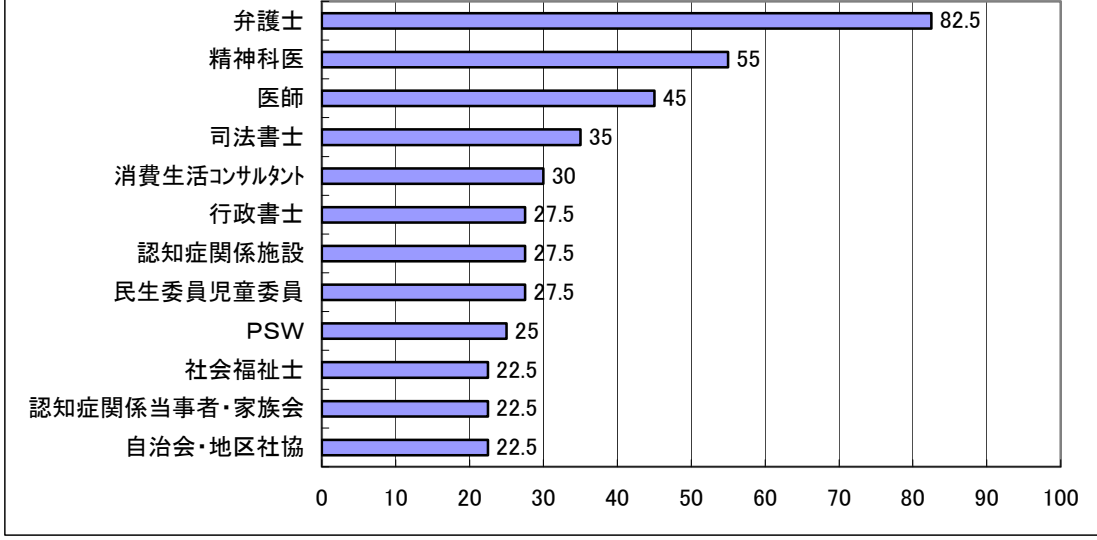


図9・地域包括支援センター

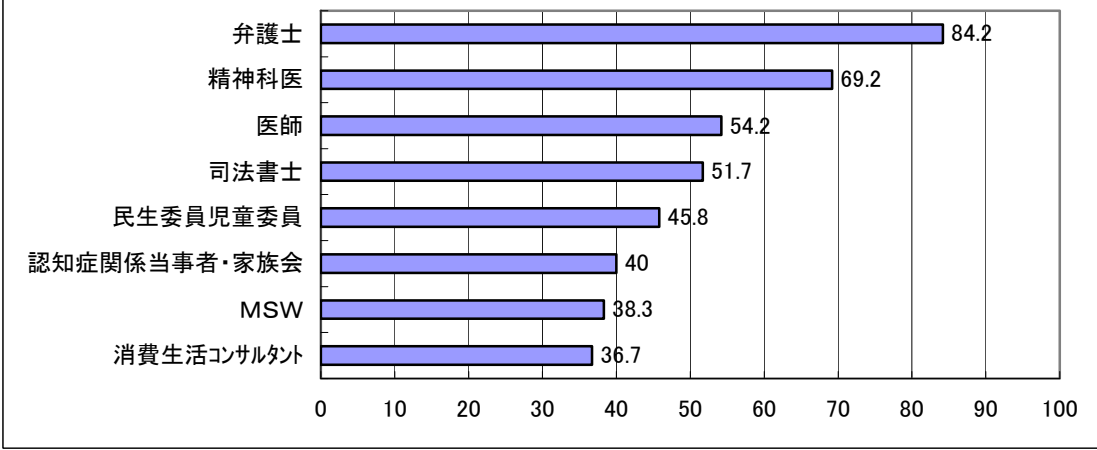


図10・在宅介護支援センター

